

別添 7

無線局免許手続規則の一部を改正する省令案新旧対照表

○無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>別表第五号の七 特定基地局の開設計画の様式(第25条の4関係)</p> <p>特定基地局開設計画</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 事業計画及び事業収支見積り (注6)(注8)</p> <p>9・10 (略)</p> <p>注1～5 (略)</p> <p>6 電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局の開設計画にあつては、記載を要しない。</p> <p>7 (略)</p> <p>8 別表第二号第1の26の欄のうち、別紙(1)から<u>(3)まで</u>、(6)及び(15)から<u>(17)まで</u>について記載すること。</p> <p>9～13 (略)</p>	<p>別表第五号の七 特定基地局の開設計画の様式(第25条の4関係)</p> <p>特定基地局開設計画</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 事業計画及び事業収支見積り (注6)(注8)</p> <p>9・10 (略)</p> <p>注1～5 (略)</p> <p>6 電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局の開設計画にあつては、記載を要しない。</p> <p>7 (略)</p> <p>8 別表第二号第1の26の欄のうち、別紙(1)から<u>(12)まで</u>及び(15)から<u>(18)まで</u>について記載すること。</p> <p>9～13 (略)</p>